2025年10月吉日

お客さま各位

「投資信託関連の取扱約款等」改正のお知らせ

呉信用金庫

平素は私ども呉信用金庫に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、下記の通り取扱約款等を改正いたします。改正後の取扱約款等をご要望の際はお気軽にお取引店までお申し付けください。

今後とも、呉信用金庫をご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

１．改正する取扱約款等

・呉信用金庫投信取引約款

・特定口座約款

・非課税口座約款

・自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）

・くれしんの投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定

２．改正日

2025年12月1日（月）

３．主な改正内容

電子サイン取引開始による。

以　上

「呉信用金庫投信取引約款」　新旧対照表

（赤字部分変更）

新	旧
第１章　投信取引 **１．（約款の趣旨）** (1)　当約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合せた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様と呉信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 　なお、当約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第２条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。 (2)　お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、電子サイン取引規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。 ２．～　５．（略） **第２章　～　第６章　（略）** 以　上 （2025 年 12 月改定）	**第１章　投信取引** **１．（約款の趣旨）** (1)　当約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合せた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様と呉信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 　なお、当約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第２条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。 (2)　お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、（追加）当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。 ２．～　５．（同左） **第２章　～　第６章　（同左）** 以　上 （2025 年 8 月改定）

「特定口座約款」　新旧対照表

（赤字部分変更）

新	旧
第１章　総則 **１．約款の趣旨** (1)　この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が呉信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において設定する特定口座（租税特別措置法で規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。 (2)　申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款、特定口座約款、電子サイン取引規定および定時定額購入取引取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。 **第２章　～　第４章　（略）** 以　上 （2025 年 12 月改定）	**第１章　総則** **１．約款の趣旨** (1)　この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が呉信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において設定する特定口座（租税特別措置法で規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。 (2)　申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、（追加）他の取引規定・約款等によるものとします。 **第２章　～　第４章　（同左）** 以　上 （2020 年 4 月改定）

「非課税口座約款」　新旧対照表

（赤字部分変更）

新	旧
１．約款の趣旨 (1)　この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が租税特別措置法第９条の８に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、呉信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において開設する非課税口座（租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます。）について、租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第２号、第４号および第６号に規定する非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約の要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。 (2)　申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款、特定口座約款、電子サイン取引規定および定時定額購入取引取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。 **２．～　１６．　（略）** 以　上 （2025 年 12 月改定）	**１．約款の趣旨** (1)　この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が租税特別措置法第９条の８に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、呉信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において開設する非課税口座（租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます。）について、租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第２号、第４号および第６号に規定する非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約の要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。 (2)　申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款、特定口座約款（追加）および定時定額購入取引取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。 **２．～　１６．　（同左）** 以　上 （2025 年 4 月改定）

「自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）」　新旧対照表

（赤字部分変更）

新	旧
１．約款の趣旨 この約款は、呉信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託（以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。）について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。 当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「呉信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、電子サイン取引規定、個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。 **２．～１１．（略）** 以　上 （2025 年 12 月改定）	**１．約款の趣旨** この約款は、呉信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託（以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。）について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。 当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「呉信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、（追加）、個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。 **２．～１１．（同左）** 以　上 （2020 年 4 月改定）

「くれしんの投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」　新旧対照表

（赤字部分変更）

新	旧
１．～　９．（略） １０．（その他） （1）　つみたて投資枠をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。 （2）　当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。 （3）　本規定に別段の定めがないときは、「呉信用金庫投信取引約款」、「電子サイン取引規定」および上記２．に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。 １１．（略） 以　上 （2025 年 12 月改定）	１．～　９．（同左） １０．（その他） （1）　つみたて投資枠をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。 （2）　当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。 （3）　本規定に別段の定めがないときは、「呉信用金庫投信取引約款」、（追加）上記２．に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。 １１．（同左） 以　上 （2024 年 1 月改定）